

(資料四)

令和五年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例	1
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	2
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	2

第138号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正

ア 会計年度任用職員の勤勉手当について次のとおり定めること。

ア 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の職員であって、基準日に在職するもののうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対し、当該職員の基準日以前において人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給すること。

イ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とすること。この場合において、任命権者が職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

イ 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正

支給月	改正前	改正後
6月	100分の120	100分の117.5
12月	100分の130	100分の117.5

ウ 条例の題名を会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例に改めること。

(2) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること。

(3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(2)に同じ。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第139号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を新設するため、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
西玉江団地	江津市

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

3 施行期日

2の(1)については規則で定める日から、2の(2)については令和6年4月1日から施行する。

第140号議案

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

令和6年1月1日から施行する。